

この報告書により
農地所有適格法人の4要件を満たしているかを確認
します。

記載例

(令和7年4月から)

様式例第5号の1

農地所有適格法人報告書

事業年度の期間を記入

〔 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲賀市農業委員会会長 あて

主たる事務所の所在地：甲賀市〇〇町〇〇 〇〇番地

名称及び代表者氏名：農事組合法人 〇〇営農組合

代表理事 甲賀 太郎

電 話 番 号：

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

押印不要

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	農事組合法人 〇〇営農組合 代表理事 甲賀太郎		
主たる事務所の所在地	甲賀市〇〇町〇〇 〇〇番地		
経営面積 (ha)	所有農地の有無	有	・ (無)
	田	2.5 ha	ha 単位で記入
	畑	3 ha	
	採草放牧地	0 ha	
法人形態	農事組合法人	株式会社、農事組合法人、 特例有限会社等を記入	

【要件1】法人形態要件

次の①～⑥に当てはまるかを確認します。

- ①株式会社（公開会社でないもの（定款に株式の譲渡につき当該株式会社の承認を要する旨の記載があること））
- ②合名会社
- ③合資会社
- ④合同会社
- ⑤特例有限会社
- ⑥農事組合法人

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農業に関連する事業を記入

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	米・小麦	農作業の受託 農産物の貯蔵、運搬 直売所	駐車場賃借事業
翌事業年度の計画	米・小麦・大豆	農作業物加工販売 (味噌) 機械作業受託	自動販売機事業 (※農業以外の物ジュースなど)

- 粗収益の5割を超えると認められる作目を記入
- 単独で5割を超えない場合は粗収益の多い作目から順に3つを記入

(2) 売上高

法人の行う耕作・養畜・農業関連事業等の売上高を記入
(交付金等は含みません。)

上記の「左記農業に該当しない事業の内容」の売上高を記入
(交付金等は含みません。)

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	15,645,321円	7,000,000円
報告対象年度の1年前(実績)	15,522,456円	7,000,000円
報告対象年度(実績)	17,325,579円	7,000,000円
翌事業年度の計画	—	—

- 農地を有している法人は記入
- 農地を有していない(無し)法人は未記入

【要件2】事業要件

直近3カ年の農業(耕作・養畜・農業関連)の売上高が過半であること。

例(1年単位で記載しています。)

農業	左記農業に該当しない事業	要件の合否	理由
100,000円	99,000円	合	「農業」の方が多いため
100,000円	100,000円	否	同額で過半でないため
100,000円	110,000円	否	「農業」の方が少ないため

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数			構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会	農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
						権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画	
水口 早苗	地番まで記入					賃借権	3,500			
土山 太郎	甲賀市〇〇町 〇〇 〇番地	日本				賃借権	5,500			田植 稲刈
甲南・佳代・ヘミングウェイ	甲賀市〇〇町 〇〇 〇番地	アメリカ	在留資格					150	150	耕起、田植、稲刈
信楽 次郎										耕起、田植、稲刈

構成員全てを記入
・株主全員
・出資者全員

次の場合は記入が必要
・総株主の議決権の5/100以上を有する株主
・出資総額の5/100以上に相当する出資者
※上記表では・・・
土山太郎氏：高額出資者
甲南・佳代・ヘミングウェイ：5/100以上の株主

【農事組合法人】⇒空白
【株式会社】⇒議決権の数を記入。
【承認会社】⇒株主：氏名又は名称及び議決権数を括弧書きで記入。
※複数の承認会社が構成員となっている場合は、承認会社ごとに区分して記入。

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：200日

○法人として行う農業に必要な年間日数を記入
※農業には企画管理等も含まれます。
※「年間総労働日数」より「農業への年間従事日数」が少ない必要があります。

※ **基幹的な農作業とは** ※
水 稲：耕起・代かき・田植え・稲刈り・脱穀
麦・大豆：耕起・整地・播種・収穫
その他：水稻、麦、大豆に準じた農作業

・議決権の確認のために必要
・議決権については、次ページの【要件3】構成員要件を確認してください。
・「農地等の提供面積」「農業への年間従事日数」「農作業委託の内容」のいずれかに記入してください。
※全て記入でも問題ありません。

【農地等の提供面積】
・法人と賃借契約を行っている面積を記載してください。

【農業への年間従事日数】
・法人としての農作業と法人の企画管理等の日数を記載してください。

【農作業委託の内容】
・個人が耕作を行う土地が対象で、法人に基幹的な農作業委託した内容を記載してください。

○上記例の場合(土山太郎氏)
・土山太郎さんは6,000m²のうち、5,500m²は法人と賃借契約をしている。
・残り500m²は、土山太郎氏が耕作を行っているうち、田植と稲刈りを法人に委託した。

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数	
			在留資格又は特別永住者	株主総会 種類株主総会
甲賀 忍		日本		3

「(1) 農業関係者」と同じ

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	60		60%	
(2) 農業関係者以外の者	40		40%	
計	100		100%	

【農事組合法人】 空白

【記入する法人】 株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・特例有限会社
 ※会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式（拒否権付株式）を発行している法人のみ記入。

【要件3】 構成員要件

○農業関係者（※（1）農業関係者のこと）の議決権が総議決権の1/2以上であること。

・議決権は次のいずれかに該当する者

- (1) 農地の権利を提供した個人
- (2) 法人の農業の常時従事者（原則年間150日以上）
- (3) 基幹的な農作業を委託した個人
- (4) 農地中間管理機構を通じて法人に農地を貸し付けている個人
- (5) 農地を現物出資した農地中間管理機構
- (6) 地方公共団体、農事協同組合・農事協同組合連合会
- (7) 農業法人投資育成事業を行う承認会社又は承認組合

○農業関係者以外の構成員（※（2）農業関係者以外の者のこと）の議決権が総議決権の1/2未満であること

（留意事項）

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
甲南・佳代・ヘミングウェイ				代表理事	150	—	130	—
土山 太郎				理事	150	—	150	—
水口 早苗				理事	60	—	0	—

- ・農地を有している法人は**記入**
- ・農地を有していない(無し)法人は**未記入**

○直近の**法人での活動**実績を記入

- ※「翌事業年度の計画」欄は
- ・農地を有している法人は**記入**
- ・農地を有していない(無し)法人は**未記入**

【要件4】業務執行役員要件

①役員のうち過半数(例:役員が6人の場合は4人以上)は法人の農業に常時従事(原則年間150日以上)する構成員(議決権のあるもの)であること。

かつ

②役員または重要な使用人(農場長等)のうち、1名以上が農作業に従事(原則年間60日以上)すること。

※上記例の場合※

- ①は 甲南・佳代・ヘミングウェイ氏が該当
 - ②は 土山太郎氏が該当
- のため、要件を満たしています。

- ※「農業」と「農作業」について
- ・「農業」は、農作業と企画管理等が含まれます。
- ・「農作業」は、次の作業です。
耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取替え等耕作または養畜の事業に直接必要な作業

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
【要件4】業務執行役員要件 を満たしていない場合のみ記入								

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を返還して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せて行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3 (1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第16条の5に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」の欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 8 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください。（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株

主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては、在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の（2）については、4の（1）の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則150日以上）であつて、かつ必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。